#### 女性活躍支援・推進等に関する追加調査結果

2013 年 7 月 29 日 一般社団法人日本経済団体連合会

### I. 調査実施要領

調査目的:会員企業における女性役員·管理職の登用状況等の実態を調査し、 今後の政策立案の際の資料として活用する。

調査対象:経団連 会員企業 1,300 社

調査期間:2013年6月21日~7月5日

回答状況:有効回答社数は348社(回答率26.8%)

※グループ企業として回答のあった5社を含む

産業別:製造業160社(46.0%)、非製造業188社(54.0%)

規模別:従業員300人以上318社(91.3%)、300人未満30社(8.6%)

※従業員数は、いわゆる正社員の人数

#### Ⅱ.調査結果のポイント

1. 約3割の企業に女性役員が1名以上登用されている

会社法上の役員及び執行役員へ女性を登用している企業は107社・30.7%(図表1)あり、このうち約1/3の企業では複数の女性役員が存在する(図表2)。

2. 大多数の企業には女性が管理職登用されている

310 社・約90%の企業では女性が管理職(管理職は各社基準による)に 登用されていた(図表4)。その女性管理職比率の分布を見ると、1% 以上3%未満の企業(36.3%)が最も多く、次に7%以上の企業(23.2%) が続く結果となった(図表5)。

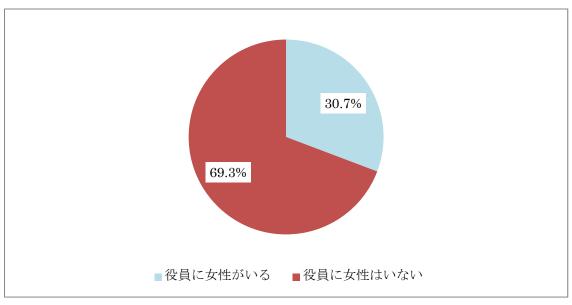
3. 育児休業制度・短時間勤務制度とも、過半数の企業が法定を上回る措置 育児休業制度は64.1%の企業が法定を上回る措置を実施(図表8)し、 そのうち3歳になるまで(3歳以上も含む)取得可能な企業は36.3% だった(図表9)。また、短時間勤務制度についても、71.3%の企業が 法定を上回る措置を実施している(図表10)。

## Ⅲ. 調査結果

## 1. 女性活躍状況について

## (1) 女性役員の状況について

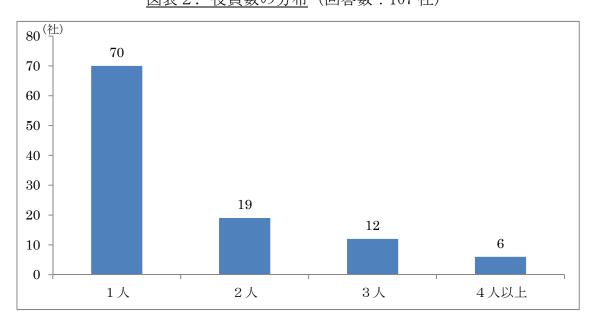
図表1. 役員注)における女性の有無(回答数:348社)



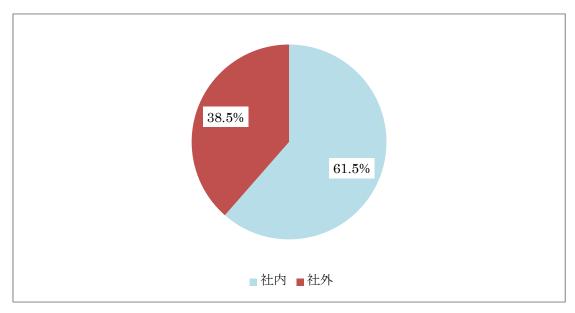
#### 注)役員:

会社法上の役員(取締役・会計参与・監査役)に執行役員を加えたもの。 ※役員に女性がいる企業 107 社

# 図表2. 役員数の分布 (回答数:107社)



図表3. 社内役員/社外役員 (回答数:107社)

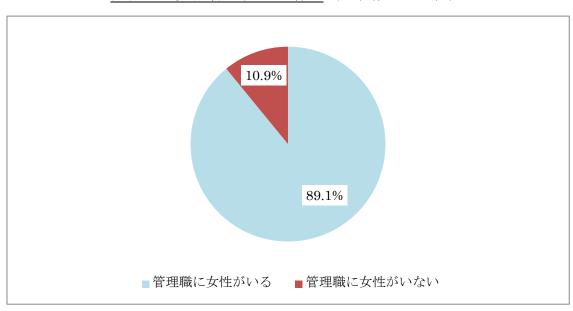


## 【参考】

	取締役	会計参与	監査役	執行役	執行役員	取締役	監査役	執行役
	(社内)		(社内)	(社内)		(社外)	(社外)	(社外)
人数	32	0	3	13	62	48	21	0
合計	110					69		

## (2) 女性管理職の状況について

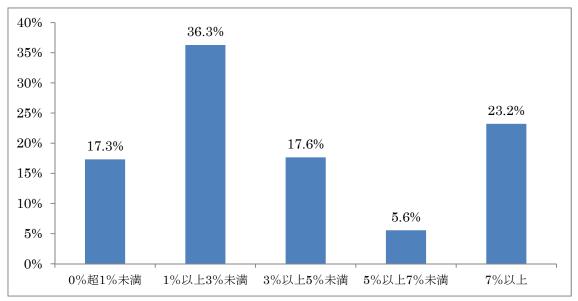
図表4. 女性管理職注)の有無(回答数:348社)



注) 管理職: 各社における基準で回答。

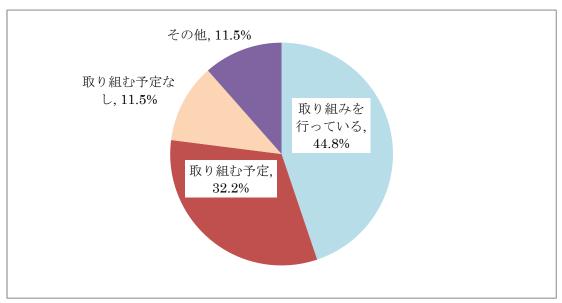
※管理職に女性がいる企業 310 社

図表 5. 女性管理職比率の分布(回答数:306社)



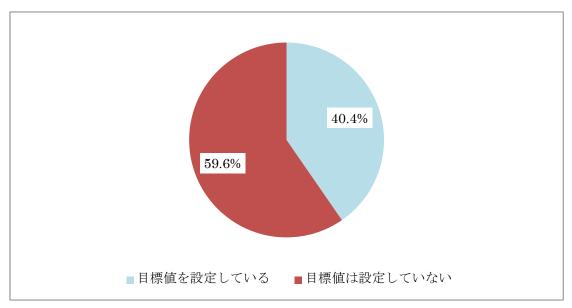
※管理職に女性がいる企業 310 社のうち、全体の管理職・女性管理職数に関する回答のなかった 4 社を除く 306 社が対象。

図表 6. 女性管理職を増やすための計画的な取り組み(回答数:348社)



※取り組みを行っている企業 156 社

図表7. 女性管理職数などの目標値の設定状況(回答数156社)



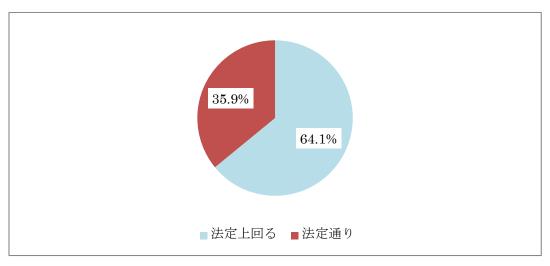
#### 【参考】目標値設定していない場合の取り組み例

管理職登用方針の策定、全員総合職化/総合職転換制度、女性社員対象の研修実施(管理者教育・キャリアデザイン教育・意識教育など)、職域の拡大を見据えた配置転換、男女関わらず人物本位/成果主義の登用 など

#### 2. 育児休業制度・短時間勤務制度について

## (1) 育児休業制度について

図表8. 法定注)を上回る措置/法定通りの措置(回答数:348社)

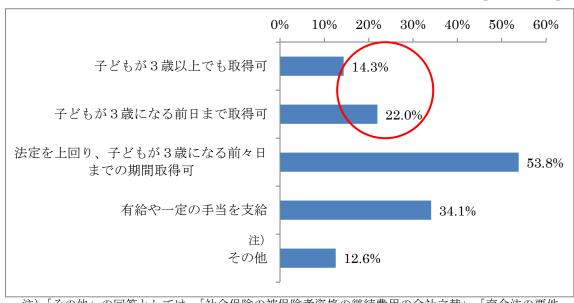


#### 注) 法定:

労働者は、申出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる。一定の場合、子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業をすることができる。無給で構わない。など ※法定を上回る企業 223 社

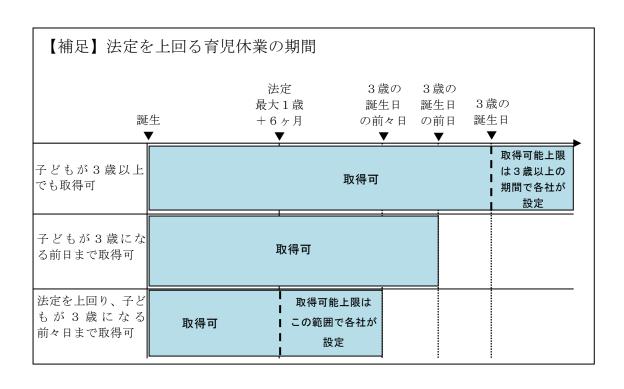
図表 9. 法定を上回る措置の具体的な内容(回答数:223社)

### 【複数回答】



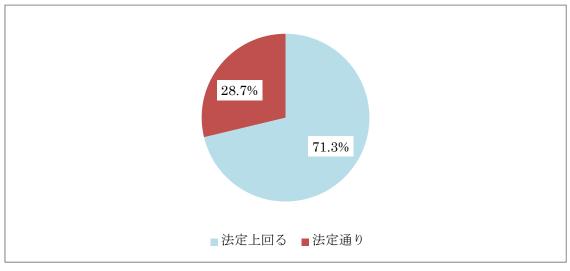
注)「その他」の回答としては、「社会保険の被保険者資格の継続費用の会社立替」、「育介法の要件 いかんに関わらず1歳6ヶ月まで取得可能とする」等があった。

【参考】3歳になるまで取得可能としていない企業からは、「育児休業者の実態にあわせ、育児休業を3年から2年に変更した代わりに短時間勤務の充実を図った」「長期的なキャリアを考えると、育児休業の延長というよりスムーズに職場復帰し、育児をしながら働く環境を整備することが重要」等の意見があった。



### (2) 短時間勤務制度について

図表 10. 法定注)を上回る措置/法定通りの措置(回答数:348社)



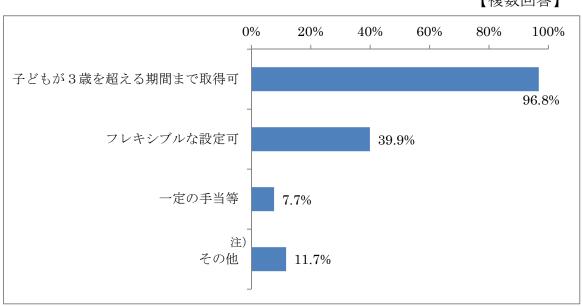
#### 注) 法定:

3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度を 設けなければならない。短時間勤務制度は1日の労働時間を原則として6時間(5時間45分から 6時間まで)とする措置を含むものとしなければならない。など

### ※法定を上回る企業 248 社

図表 11. 法定を上回る措置の具体的な内容(回答数:248社)

## 【複数回答】



注)「その他」の回答としては、「勤務時間の繰上げ・繰下げ」、「2時間短縮までは本給の100% を支給」等があった。

以上